

○奈良県森林技術センター手数料条例

昭和五十年三月二十五日

奈良県条例第三十三号

改正 昭和五一年三月三〇日条例第二二号
昭和五七年三月二八日条例第二〇号
昭和五九年三月三〇日条例第一一号
昭和六一年三月二八日条例第二七号
昭和六二年三月二七日条例第二三号
平成元年三月三十一日条例第三〇号
平成四年三月二七日条例第二七号
平成七年三月二二日条例第二三号
平成一〇年三月二七日条例第一四号
平成一二年三月三〇日条例第二七号
平成一三年三月三〇日条例第二七号
平成一九年三月一九日条例第三六号
平成二一年三月二七日条例第三三号
平成二四年三月二六日条例第二九号
平成二六年三月二八日条例第三九号
平成三一年三月二二日条例第二九号
令和二年三月三〇日条例第四一号

〔奈良県林業試験場手数料条例〕をここに公布する。

奈良県森林技術センター手数料条例

(平一二条例二七・改称)

(手数料の徴収)

第一条 奈良県森林技術センターが行う試験及び分析については、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(平一二条例二七・一部改正)

(手数料の額)

第二条 前条の手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

第三条 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一条の手数料を減免することができ

る。

(手数料の還付)

第四条 徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

(昭五七条例二〇・全改、昭五九条例一一・昭六一条例二七・昭六二条例二三・平元条例三〇・平四条例二七・平七条例二三・平一〇条例一四・平一三条例二七・平一九条例三六・平二一条例三三・平二四条例二九・平二六条例三九・平三一条例二九・令二条例四一・一部改正)

一 試験手数料

1 木材の材質試験

- (一) 比重 一試験につき 二千八百二十円
- (二) 含水率 一試験につき 四千四百円
- (三) 平均年輪幅 一試験につき 二千八百二十円
- (四) 収縮率 一試験につき 四千八十円
- (五) 吸水量 一試験につき 三千九百七十円
- (六) 吸湿量 一試験につき 三千九百七十円

2 木材の強度試験

- (一) 圧縮 一試験一項目につき 八千二百七十円
- (二) 引張り 一試験一項目につき 一万四千三十円
- (三) 曲げ 一試験一項目につき 一万四千三十円
- (四) せん断 一試験一項目につき 一万四千三十円
- (五) 摩耗 一試験につき 九千三百十円
- (六) 衝撃曲げ 一試験につき 八千二百七十円
- (七) かたさ 一試験一項目につき 八千二百七十円
- (八) くぎの引き抜き抵抗 一試験一項目につき 九千三百十円

3 木材の保存性能試験

- (一) 防腐剤の効力 一試験につき 十九万四千八百五十円
 - (二) 木質材料の耐朽性 一試験につき 十三万九千三百三十円
 - (三) 防かび剤の効力 一試験につき 十一万円
 - (四) 防腐・防蟻[※]処理効力 一試験につき 三万九千六百元
 - 4 実大材(断面積三百平方センチメートル未満)の強度試験
 - (一) たて圧縮 一試験一項目につき 二万五千四百五十円
 - (二) 曲げ 一試験一項目につき 二万五千四百五十円
 - (三) 部分圧縮 一試験一項目につき 八千八百円
 - 5 実大材(断面積三百平方センチメートル以上)の強度試験
 - (一) たて圧縮 一試験一項目につき 四万四千四百八十円
 - (二) 曲げ 一試験一項目につき 四万四千四百八十円
 - (三) 部分圧縮 一試験一項目につき 一万四千四百五十円
 - 6 集成材の接着性能試験
 - (一) 浸せきはくり 一試験につき 八千四百八十円
 - (二) 煮沸はくり 一試験につき 九千九百五十円
 - (三) ブロックせん断 一試験につき 九千九百五十円
 - (四) 表面割れに対する抵抗性 一試験につき 八千四百八十円
 - 7 構造用大断面集成材の接着性能試験
 - (一) 浸せきはくり 一試験につき 一万五千百八十円
 - (二) 煮沸はくり 一試験につき 二万三千三十円
 - (三) ブロックせん断 一試験につき 二万六千六百十円
 - (四) 減圧・加圧はくり 一試験につき 四万四千四百十円
 - 8 材木種子の発芽試験 一試験につき 一万二千九百八十円
- 二 木材分析手数料
- 1 水分 一分析につき 八千四百八十円
 - 2 灰分 一分析につき 一万五千百八十円
 - 3 冷水可溶物 一分析につき 一万五百七十円
 - 4 熱水可溶物 一分析につき 七千六百三十円
 - 5 水酸化ナトリウム可溶物 一分析につき 九千五百三十円
 - 6 エーテル可溶物 一分析につき 九千五百三十円
 - 7 アルコール・ベンゼン可溶物 一分析につき 一万五百七十円

8 ホルムアルデヒド可溶物 一分析につき 八千八百円

三 試験及び分析に関する成績書の謄本手数料 一通につき 千八百八十円

附 則(昭和五十一年条例第二二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十七年条例第二〇号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学に附属する病院等の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学大学院条例第五条、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県工業試験場手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県畜産試験場及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例又は奈良県立学校における授業料等に関する条例第九条に規定する証明書の交付、試験、検査、分析等の申請、申込み等をしている者の当該証明書の交付、試験、検査、分析等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十九年条例第一一号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年条例第二七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県屋外広告物条例、案内人取締条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県工業試験場手数料条例、奈良県凶案調製手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例又は奈良県自動車保管場所証明手数料条例に規定する許可、試験、検査、分析、免許証又は証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該許可、試験、検査、分析、免許証又は証明書の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年条例第二三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例又は奈良県林業試験場手数料条例に規定する試験、分析、証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、分析、証明書の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年条例第三〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県屋外広告物条例、案内人取締条例、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学に附属する病院等の使用料及び手数料条例、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県工業試験場手数料条例、奈良県凶案調製手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県畜産試験場及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例又は奈良県自動車保管場所証明手数料条例に規定する許可、試験、検査、分析、免許証又は証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該許可、試験、検査、分析、免許証又は証明書の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成四年条例第二七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の案内人取締条例、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、興行場法施行条例、化製場等に関する法律施行条例、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県工業試験場手数料条例、奈良県凶案調製手数料条例、

奈良県農業試験場分析手数料条例又は奈良県林業試験場手数料条例に規定する許可、試験、検査、分析、登録、免許証の交付等の申請、申込み等をしている者の当該許可、試験、検査、分析、登録、免許証の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第二三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の案内人取締条例、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例、奈良県精神保健センター条例、奈良県健康づくりセンター条例、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、奈良県工業技術センター手数料条例、奈良県図案調製手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県畜産試験場及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例又は奈良県木材業者及び製材業者登録条例に規定する試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年条例第一四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の奈良県屋外広告物条例、案内人取締条例、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例、奈良県精神保健福祉センター条例、奈良県薬事指導所手数料条例、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、化製場等に関する法律施行条例、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、奈良県工業技術センター手数料条例、奈良県図案調製手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県畜産試験場及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例、奈良県木材業者及び製材業者登録条例又は奈良県自動車保管場所証明等手数料条例に規定する許

可、試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該許可、試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第二七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第二七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の際現に第十条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験又は分析等の依頼等をしている者の当該試験又は分析等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年条例第三六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に第六条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成二一年条例第三三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験等の申込みをしている者の当該試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成二四年条例第二九号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料

条例に規定する試験等の申込みをしている者の当該試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成二六年条例第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 6 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例、奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県精神保健福祉センター条例、奈良県薬事研究センター条例、奈良県産業振興総合センター手数料条例、奈良県農業総合センター分析手数料条例、奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例又は奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験、検査、分析、証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、検査、分析、証明書の交付等については、なお従前の例による。

附 則(平成三一年条例第二九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五項の規定 公布の日

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例、奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例、奈良県薬事研究センター条例、奈良県産業振興総合センター手数料条例、奈良県農業研究開発センター分析手数料条例又は奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験、検査、分析、証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、検査、分析、証明書の交付等については、なお従前の例による。

(この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)

- 5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則(令和二年条例第四一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県産業振興総合センター手数料条例又は奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なお従前の例による。